

税務・保険年金係からのお知らせ

9月分の納期限は9月30日(月)です。

(定期口座振替日も9月30日(月)、再振替日は10月10日(木)です。)

●固定資産税 2期  
●後期高齢者医療保険料 3期  
(普通徴収の方)

納税通知書等で金額をご確認いただき今一度、通帳残高をお確かめいただきますよう、よろしくお願います。

町税等には納め忘れがない、『口座振替』をお勧めしています。納付等に関する相談は町民課までご連絡ください。

町民課 (6) 0103



「清潔できれいな町」へ！

ポイ捨て。

不法投棄はやめましょう

町では、平成17年4月に「ポイ捨て禁止条例」を制定し、町内各所にポイ捨て禁止の立札を設置しました。皆様のご協力を得て、徐々に成果が上がってきているところです。

しかし残念なことに、いまだ人目につきにくい山間地に空き缶や吸い殻が、あるいは電化製品、粗大ごみなどが不法投棄されたり、海に生ごみが投棄されたりしています。

心ないポイ捨て行為や不法投棄が、町や自然環境を傷つけています。

西ノ島町の素晴らしい自然や町の環境を守るためには、私たち一人一人がマナーを守ることが大切です。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

環境整備課 (6) 1748



終戦当時の引揚者

及びそのご家族の方々へ

通貨・証券などをお返ししています

税関ではお預かりしている次の通貨・証券などをお返ししています。

\*終戦後、外地から引揚げてこられた方が、上陸港の税関、海運局に預けられた通貨・証券など

\*外地の集結地において総領事館、日本人自治会などに預けられた通貨・証券などのうち日本に返還されたもの

返還の申し出は、ご本人ばかりでなく、ご家族の方でも結構です。お心当たりの方は、上陸港を所轄する税関または境税関支署へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

T 684・0034

境港市昭和町11-18

境税関支署



電話：0859(42)2228  
FAX：0859(42)3893

10月は 臓器移植普及推進月間 ・ 骨髄移植推進月間

10月10日は 目の愛護デー



マスコットキャラクター『まごころば』

- 移植医療は、医療者と患者さんだけでなく、第三者の方からの善意によるご提供から成り立っています。
- 『提供したい』『提供したくない』どちらも一人ひとりの平等で大切な意思です。自分の気持ち、大切な家族の気持ちを、ご家族でお話しましょう。
- 臓器提供の意思表示は、臓器提供意思表示カード、運転免許証・健康保険証の裏面の意思表示欄に記入できます。

☎ お問い合わせ ☎

出雲市塩冶町 223-7

しまねまごころバンク

Tel. (0853)22-2556



## 平成26年度入学者「母子・寡婦福祉資金」予約貸付について

母子・寡婦福祉資金の予約貸付の申請を受付けています。

### 1 対象となる方

平成26年4月の進学等を希望している

- (1) 児童を扶養する母子家庭の母
- (2) 20歳以上の子を扶養する寡婦
- (3) 父母のない児童

### 2 対象となる資金

(1) 児童の進学等を対象とする資金（※貸付はいずれも無利子です）

- ・ **修学資金**・・・高等学校、大学、高等専門学校または専修学校に就学するための授業料、書籍代、交通費などに必要な資金
- ・ **修業資金**・・・就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
- ・ **就学支度資金**・・・就学、修業するために必要な入学金や被服などの購入資金

(2) 母子家庭の母、寡婦の知識技能習得を対象とする資金

（※連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%）

- ・ **技能習得資金**・・・就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金

### 3 提出していただく書類等

必要な書類については、事前に相談してください。

- (1) 貸付申請書 (2) 戸籍及び住民票の写し (3) 島根県税の納税証明書
- (4) 前年の収入額が確認できる書類 (5) 修学修業先（技能習得先）調書
- (6) 修学・修業のために必要な金額が分かる参考資料 (7) 口座振替申出書 等

### 4 申込締切

- 第1次締切・・・平成25年11月末
- 第2次締切・・・平成26年2月末

### 5 ご注意

独立行政法人日本学生支援機構法による奨学金など、他制度による奨学金の貸与を受ける方は、児童の進学等を対象とする資金の対象とはなりません。

### 6 問合せ・申込先

西ノ島町役場健康福祉課 TEL 6-0104 島根県青少年家庭課母子福祉グループ TEL 0852-22-6688・6689

## 生ごみ処理機器購入経費補助金交付制度について

町では、ごみの減量化を目的として、生ごみ処理機器を購入した世帯に、予算の範囲内で補助金を交付しています。

今年度から新規購入の世帯だけでなく、故障などによる買い替えの世帯も対象となりましたので、ぜひご利用ください。

補助金の額は、町内販売店で購入した場合、価格の1/2（上限2万円）

町外販売店で購入した場合、価格の1/3（上限1万円）となります。

◆生ゴミ処理機（乾燥式）を使うと…

- ・ごみの体積が半分以下になる ・魚類もok ・音は、換気扇や食洗機と同じくらい
- ・独特の生ごみ臭がしない（特に夏場は、臭いがあまり気にならなくなります）

注）機種によって違いますので、カタログや店頭等でご確認ください。

申請に必要な書類等については、環境整備課までお問い合わせください。 環境整備課（6）1748